

OML(Open Market License)

1996年7月, Version 1
Copyright ©1996 統計数理研究所
東京都港区南麻布 4-6-7

OML(Open Market License) は一般の研究者が開発したソフトウェアや取得したデータを一般公開し、ユーザが自由に利用できるようにすることを目的として統計数理研究所が立案した、ソフトウェアおよびデータの使用許諾条件である。ソフトウェアとデータの性格の違いから、それぞれ別個の許諾条件を用意している。以下のソフトウェアに関する条件は著作権を主張しながらも、ユーザが自由に使用、コピー、改良し、さらに第三者に配布できるように意図したものである。一方、データの公開においては通常の論文と同様な引用がなされることを要求している。

Copyright_OML for software

1. このソフトウェアは、Copyright_OML(©_{OML} という表現が可能な場合には使ってよい。これらの表現は同等なものとする。) 著作権表示および付記された部分を変更せずに記載することを条件に、その全部あるいは一部を自由にコピーあるいは再配布することができる。
2. このソフトウェアは自由に改変することができる。ただし、改変箇所、改変者名、改変日付を明記しなければならない。
3. このソフトウェアを利用したソフトウェアに特許権を設定することを禁止する。
4. このソフトウェアは無保証であり、その使用によって生じたいかなる損害についても著作権者は一切の責任を負わない。
5. このソフトウェアを利用して対話型のソフトウェアを作成した場合には、その通常の立ち上げ時に Copyright_OML 著作権表示を行わなければならない。

Copyright_OML for data

1. このデータは、Copyright_OML(©_{OML} という表現が可能な場合には使ってよい。これらの表現は同等なものとする。) 著作権表示および付記された部分を変更せずに記載することを条件に、その全部を自由にコピーあるいは再配布することができる。
2. このデータは、その一部分をとり出して自由に利用することができる。
3. このデータを用いた研究成果を公表する時には適正な方法で引用すること。